

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2003年10月開廷期
刑事関係判例概観（下）

I はじめに	IX 陪審裁判
II 搜索・押収	(以上, 前号)
III 逮捕	X 量刑
IV ミラング・ルール	XI 二重の危険
V 弁護	XII 死刑
VI ディスカヴァリー	XIII 行刑
(証拠開示)	XIV ヘイピアス・コーパス
VII 有罪答弁	(人身保護令状)
VIII 証人対面権	XV 刑事実体法
	XVI テロ対策法令の執行・その他
	(以上, 本号)

X 量 刑

・ Blakely 判決⁽³²⁾

本件は、法定刑の範囲内での量刑の基準を定めたワシントン州の量刑改革法が陪審裁判の権利を定めた合衆国憲法修正 6 条に違反するかが争われた事案である。

上告人は、離婚訴訟中の妻に対する第 1 級誘拐罪で起訴されたが、第 2 級誘

(32) Blakely v. Washington, 542 U.S. 296 (2004). スカリア裁判官執筆の法廷意見（スティーヴンス、スーター、トーマス、ギンズバーグ各裁判官同調）のほか、オコナー裁判官の反対意見（ブライヤー裁判官同調、レーンクィスト長官、ケネディ裁判官一部同調）、ブライヤー裁判官の反対意見（オコナー裁判官同調）、ケネディ裁判官の反対意見（ブライヤー裁判官同調）がある。

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2003-2004年開廷期重要判例概観」アメリカ法2004年2号187頁、263-265頁（2005年）、田中利彦・法律のひろば59巻6号66頁（2006年）がある。

拐罪で答弁取引が成立し、有罪となった。第2級誘拐罪の法定刑は10年以下の拘禁刑であったが、量刑改革法は、銃器使用を伴う第2級標準的な誘拐罪についての拘禁刑は49ないし53か月とすべき旨定める一方、裁判官が例外的な量刑を正当化する事由があると認めるときは、当該標準的な範囲を超えた刑を科することができるとしていた。検察官は、答弁合意に基づき、49か月以上53か月以内の標準的な範囲の量刑を求めたが、裁判官は、誘拐の状況に関する被告人の妻の証言などに基づき、当該求刑を受け入れることを拒否し、標準的な刑の上限を37か月上回る90か月の拘禁刑を科した。州の上訴裁判所はその判断を支持した。被告人は、量刑上法的に必須なすべての事実について陪審による合理的な疑いを超える証明の有無の判断を受ける権利を憲法上有しているが、本件量刑手続はその権利を奪うものであるとして連邦最高裁に上告した。

連邦最高裁は、Apprendi 判決⁽³³⁾を引用しつつ、以下のように述べて被告人の主張を認めた。

被告人は、例外的な量刑を正当化する事由に該当する事実を認めておらず、陪審も認定していない。本件において、裁判官は、有罪答弁で被告人が認めた事実を根拠とするだけでは例外的な90か月の量刑をすることができなかった。裁判官が陪審の評決のみによっては許容されない刑を科するとき、法が処罰について必須としているすべての事実は陪審によって認定されていないのであり、裁判官はその固有の権限を踰越することとなる。すべての被告人は、処罰について法的に必須のすべての事実を検察官が陪審に対して証明することを要求する権利がある。

(田中利彦)

XI 二重の危険

・Lara 判決⁽³⁴⁾

(33) Apprendi v. New Jersey, 530 U.S. 466 (2000) [紹介, 岩田太・ジュリスト 1200号196頁 (2001年), 高山佳奈子・アメリカ法2001年1号270頁 (2001年)].

(34) United States v. Lara, 541 U.S. 193 (2004). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (レーンクイスト長官, スティーヴンス, オコナー, ギンズバーグ各裁判官同調) のほか, スティーヴンス裁判官の同意意見, ケネディ裁判官の結論同意意見, トーマス裁判官の結論同意意見, スーター裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調) がある。

なお, この判決の紹介として, 浅香吉幹・アメリカ法2005年1号140頁

本件は、インディアン部族裁判所によって当該部族外の者が訴追された場合に、その者を同一の事実に基づいて連邦裁判所において訴追することが許されるかどうか、二重の危険および二重主権論との関係で争われた事案である。

アメリカ先住民（インディアン）である被上告人は、連邦警察官に対する暴行の事実について自らの所属する部族外の部族裁判所において有罪判決を受け、その後、同じ事実について連邦裁判所において訴追を受けた。これに対し、被上告人は、連邦裁判所における訴追は二重の危険の法理によって禁止されると主張し、第8巡回区連邦控訴裁がこの主張を認めたため、訴追側は、部族裁判所はいかなる部族に属するインディアンであっても訴追することができる旨を規定したインディアン市民権法の規定（合衆国法典25編1301条（2））は、インディアン部族の固有の主権の一部である訴追権限に対する政治的な制限を解除したものに過ぎず、したがって、部族裁判所における訴追と連邦裁判所における訴追とは、別個独立の主権に対する別個独立の犯罪に関するものであって、これには二重主権論が適用される結果、二重の危険の法理の適用はないと主張して、上告した。

以上の事案について、連邦最高裁は、次のような判断を示し、原判決を破棄した。

被告人側は、インディアン市民権法の規定は、連邦が自ら有する訴追の権限を部族裁判所に委譲（delegate）する趣旨の規定であって、部族裁判所における訴追と連邦裁判所における訴追はいずれも連邦の訴追権限の行使に該当し、ここでは別個独立の主権に関わる問題は出てこないため、二重主権論は適用されないと主張している。しかし、この規定は、単にインディアン部族に固有の訴追権限に対する従来の制限を緩和したものに過ぎない。連邦議会はもともと憲法上、そうした各部族の固有の権限につき、これを承認する権限を付与されており、それを承認したからといって、憲法に違反することにはならない。したがって、被上告人に対する連邦の訴追は二重の危険の法理によって阻止されるものではない。連邦議会はインディアン部族に関する広範な立法権限を有しており、その立法権限には、各部族が連邦の支配下に置かれる前から有していた、部族の主権に関わる権限——部族の所有地内で起きたことを統制する権限——を制限する権限のみならず、そうした制限を緩和する権限も含まれているのである。

（小島 淳）

XII 死 刑

・ Nelson 判決⁽³⁵⁾

本件は、死刑執行の方法が、「残虐で異常な刑罰」に当たるかが争われた事案である。

薬物注射による死刑を執行される予定であった死刑囚が、永年の薬物濫用によって静脈が弱まっていて針が届かないため、州は、「切れ目を入れる（cut down）」手順により死刑を執行するつもりであった。

これに対して、死刑囚が、合衆国憲法修正8条で禁止された「残虐で異常な刑罰」に当たるとして、そのような方法による執行についての差止命令と執行の一時停止、執行手順の公開と可能なほかの手順の検討を命ずることを求めて、法令を口実とした人権侵害に対する訴訟を認める合衆国法典42編1983条に基づき、監獄職員に対する訴訟を提起した。連邦地裁は、そのような請求は、2度目のヘイピラス・コーパスの申立てと同等であって、合衆国法典28編2244条（b）（3）において要求される連邦控訴裁の許可を得ていなかったとして訴えを棄却した。第8巡回区連邦控訴裁も、同様の理由から控訴を棄却した。

以上の事案について、連邦最高裁は、合衆国法典42編1983条は訴えの手段として適切であり、また、薬物注射のために静脈に接近することが必要条件であったとしても、本件において予定されていたような特別な方法がそのために必要であったとはいえず、ほかの選択肢も訴えのなかで主張されているとして、破棄・差戻しを命じた。

（渡邊卓也）

XIII 行 刑

・ Muhammad 判決⁽³⁶⁾

行刑についての本開廷期の判例としては、刑務所内で職員とトラブルを起こして制裁措置を受けた囚人による賠償請求——合衆国法典42編1983条に基づく——に関する Muhammad 判決がある。

(35) Nelson v. Campbell, 541 U.S. 637 (2004). 法廷意見はオコナー裁判官が執筆（全裁判官一致）。

(36) Muhammad v. Close, 540 U.S. 749 (2004) (*per curiam*).

(小川佳樹)

XIV ヘイビラス・コーパス（人身保護令状）

・ Ford 判決⁽³⁷⁾

本件は、「1996年テロ対策および効果的な死刑法（AEDPA）」の定める1年の出訴期限が満了する直前に、被上告人が、弁護人なしに、連邦のヘイビラス・コーパスの請求——それには、州法上の救済手続を尽くした主張（exhausted claims）と、州法上の救済手続を尽くしていない主張（unexhausted claims）の2つが混在していた——を行うと同時に、州法上の救済手続を尽くしていない主張について州裁判所に審理を求める間の連邦のヘイビラス・コーパスの手続停止を求める申立を行った、という事案である。

1982年の Rose 判決⁽³⁸⁾において、連邦最高裁は、州法上の救済手続を尽くした主張と、それを尽くしていない主張の2つが混在した形で、州の囚人から連邦のヘイビラス・コーパスの請求が行われた場合、連邦地裁はその請求を棄却しなければならない、との判断を示した。この後、AEDPAによって、連邦のヘイビラス・コーパスの請求に対して1年の出訴期限が設けられた。これにより、出訴期限の満了する直前に、上述のような2種類の主張が混在したヘイビラス・コーパスの請求が行われた場合、Rose 判決により、その請求は棄却され、その後、州裁判所に審理を申し立てたとしても、その間に出訴期限が満了してしまい、州法上の救済手続を尽くしたものを含めたすべての主張について、ヘイビラス・コーパスを請求することができない、という事態が生じることになる。

本件において、第9巡回区連邦控訴裁は、連邦地裁に対し、①ヘイビラス・コーパスの請求者が、州法上の救済手段を尽くしていない主張を取り下げる形で請求を変更しない限り、連邦地裁は当該請求の手続を停止することはできないこと、および、②州法上の救済手段を尽くしていない主張について、州裁判

(37) *Pliler v. Ford*, 542 U.S. 225 (2004). トーマス裁判官執筆の法廷意見（レーンクィスト長官、オコナー、スカリア、ケネディ各裁判官同調）のほか、オコナー裁判官の同意意見、スティーヴンス裁判官の結論同意意見（スーター裁判官同調）、ギンズバーグ裁判官の反対意見（ブライヤー裁判官同調）、ブライヤー裁判官の反対意見がある。

(38) *Rose v. Lundy*, 455 U.S. 509 (1982).

所で審理を受けるために請求を取り下げた場合、再度のヘイビアス・コーパスの請求は AEDPA の出訴期限により妨げられるおそれがあることを被上告人に告知するよう求めた。これに対し、連邦最高裁は、こうした助言を行うよう求めることは、公正な判断者という連邦地裁の裁判官の役割を損なうことになるなどとして、連邦地裁は、第9巡回区連邦控訴裁が求めているような告知を行う必要はない、との判断を示した。

・Reese 判決⁽³⁹⁾

合衆国法典28編2254条 (b) (1) は、連邦のヘイビアス・コーパスによる救済を求める前に、州法上利用可能な救済手続を尽くさなければならない、としている。これは、州裁判所に対し、自らの主張に連邦問題が含まれていることを告知し、それについて判断する機会を与えるために、州の囚人は、その主張を適切な州裁判所に、「公正に提出」しなければならない、ということの意味するとされている。

本件は、被上告人が州最高裁に提出した上告趣意書からだけでは、その主張が連邦問題を含んでいることは明らかではなかったが、下級審の判決等を読めば、それが連邦問題を含んでいることは認識可能であった、という事案である。第9巡回区連邦控訴裁は、州最高裁の裁判官には、上告を否定するかを判断するにあたって、下級審の判決を読む機会が与えられていたのであるから、「公正な提出」という要件は充たされているとした。これに対し、連邦最高裁は、連邦のヘイビアス・コーパスの手続に関する法律の趣旨およびヘイビアス・コーパスの手続における裁判所の役割に鑑みると、当該主張に連邦問題が含まれていることを認識するために、州裁判所が、訴状または上告趣意書以外の下級審の判決等まで読まなければならない場合には、州の囚人は、連邦問題を含む主張を州裁判所に「公正に提出」したとはいえない、との判断を示した。

・Haley 判決⁽⁴⁰⁾

(39) Baldwin v. Reese, 541 U.S. 27 (2004). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (レーンクィスト, オコナー, スカリア, ケネディ, スーター, トーマス, ギンズバーク各裁判官同調) のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見がある。

(40) Dretke v. Haley, 541 U.S. 386 (2004). オコナー裁判官執筆の法廷意見 (レーンクィスト長官, スカリア, トーマス, ギンズバーク, プライヤー各裁判官

テキサス州法においては、重罪で有罪とされた被告人は、①それ以前にも重罪で2回、有罪判決を受けており、かつ、②最初の重罪についての有罪判決が確定した(become final)後で、2回目の有罪判決の対象となった重罪を行ったという場合、常習犯罪者として2年から20年の刑に処されることになっていた。また、その際、量刑手続において、陪審に対して、常習重罪犯罪者との主張について合理的な疑いを超える程度の証明がなされなければならないとされていた。

本件では、陪審が、過去の有罪判決に基づき、被上告人を常習犯罪者と認めたため、州裁判所は、同人に対し16年6か月の刑を言い渡した。しかし、その後、被上告人が2回目の有罪判決の対象となった犯罪を遂行したのは、1回目の有罪判決が確定する3日前であったことが判明した。被上告人は、州の有罪判決に対する非常救済手続において、初めてこの点を指摘し、量刑手続において提出された証拠は、同人を常習犯罪者と認定するには不十分なものであったと主張するとともに、有効な弁護を受けることができなかったと主張したが、いずれの主張も斥けられた。これに対し、その後の連邦のヘイピアス・コーパスの手続において、連邦地裁は、「無実の例外(actual innocence exception)」は、職業的犯罪者や常習重罪犯罪者の認定手続を含む、死刑以外の量刑手続にも適用されると判示して、量刑のやり直しを命じ、第5巡回区連邦控訴裁もこの判断を支持した。

連邦最高裁は、まず、罪責または量刑に関して「無実の例外」が主張された場合、連邦裁判所は、遅滞なく行われた同程度の救済を求める申立てのすべてについてと、時期に遅れたことに対する正当化理由について、検討しなければならない、と判示した。そして、本件では、有効な弁護を受けることができなかったという被上告人の主張について判断が示されていないとして、事件を原審へ差し戻し、「無実の例外」が死刑以外の量刑手続に適用され得るか、という問題については回答を留保した。

・Tennard 判決⁽⁴¹⁾

同調)のほか、スティーヴンス裁判官の反対意見^{*}(ケネディ、スーター各裁判官同調)、ケネディ裁判官の反対意見がある。

- (41) Tennard v. Dretke, 542 U.S. 274 (2004). オコナー裁判官執筆の法廷意見(スティーヴンス、ケネディ、スーター、ギンズバーグ、ブライヤー各裁判官同調)のほか、レーンクィスト長官の反対意見、スカリア裁判官の反対意見、

上告人は、州裁判所における謀殺罪についての量刑の段階で、自らの知能指数が67しかないことについての証拠を提出した。その後、州裁判所から陪審に対して、犯罪が意図的に (deliberately) 遂行されたか、また、被告人に再び犯罪を行う将来的な危険性があるか、という2つの特別争点について判断するようにとの説示が行われ、陪審はこれらの点について積極的に解したため、上告人は死刑を言い渡された。

上告人は、Penry 判決⁽⁴²⁾に基づき、州裁判所の説示は、陪審が減輕証拠を考慮するのに十分なものではなく、当該死刑は合衆国憲法修正8条に違反するものである、と主張した。しかし、州のヘイピアス・コーパスの請求は認められず、連邦地裁も上告人の主張を認めなかったため、上告人は、連邦控訴裁に上訴するため、第5巡回区連邦控訴裁に対し上訴適格認定書の発付を求めた。第5巡回区連邦控訴裁は、上告人の主張は「憲法上の関連性」基準を充たしていないとして、上訴適格認定書の発付を認めなかった。

連邦最高裁は、まず、第5巡回区連邦控訴裁が用いた「憲法上の関連性」基準は、連邦最高裁の従来判例に依拠するものではなく、また、Penry 判決においてはそのような「関連性」は全く問題となっていないことを指摘した。そのうえで、本件における特別争点と知能指数が低いことの証拠との関係は、Penry 判決における特別争点と発達障害の証拠との関係と、基本的な特徴が同じであることなどからすると、合理的な法律家であれば、憲法上の主張に対する連邦地裁の評価について、議論の余地がある、あるいは誤っていると考えられようとして、上訴適格認定書を発付すべきであると判示し、原判決を破棄し、事件を差し戻した。

・ Summerlin 判決⁽⁴³⁾

被上告人は、第1級謀殺罪で有罪となり、当時のアリゾナ州死刑量刑制度のもとで死刑を言い渡された。当時の制度は、陪審ではなく、裁判官に、死刑の

トーマス裁判官の反対意見がある。

(42) Penry v. Lynagh, 492 U.S. 302 (1989).

(43) Schriro v. Summerlin, 542 U.S. 348 (2005). スカリア裁判官執筆の法廷意見 (レーンクイスト長官, オコナー, ケネディ, トーマス各裁判官同調) のほか、ブライヤー裁判官の反対意見 (スティーヴンス, スーター, ギンズバーグ各裁判官同調) がある。

なお、この判決の紹介として、君塚正臣・ジュリスト1301号86頁 (2005年) がある。

言渡しを可能にする加重事由の存在について判断する権限を認めていた。州最高裁は、直接上訴 (direct review) において、これを支持したが、その後、被告人の連邦のヘイピアス・コーパスの請求が第 9 巡回区連邦控訴裁に係属している間に出された連邦最高裁の Apprendi 判決⁽⁴⁴⁾、および Ring 判決⁽⁴⁵⁾により、アリゾナ州においても、加重事情の証明は、裁判官ではなく、陪審に対してなされなければならないことになった。州側は、Ring 判決が出されるより前に、被告人の有罪と刑の言い渡しは直接上訴において確定していたのであるから同判決の適用はない、と主張したが、第 9 巡回区連邦控訴裁は、被告人の死刑を無効とした。この判断に対し、連邦最高裁は移送命令を出し、次のように判示した。

連邦最高裁は、まず、実体法に関する新しいルールは、遡及的に適用されるというのが通常であるが、手続法に関する新しいルールは、一般に、遡及的には適用されず、ただ、「刑事手続の基本的公正と精確性に関係するような刑事手続の流れを変更するルール」についてのみ遡及的適用が認められる、との判断を示した。そのうえで、Ring 判決は、手続に関するものとして分類されるのが適切であり、また、刑事手続の流れを変化させるようなルールを宣言したものではないと述べて、遡及的適用を認めた原判決を破棄し、事件を差し戻した。

・その他

本開廷期におけるヘイピアス・コーパスに関する判例としては、ほかに、やはり連邦のヘイピアス・コーパスの請求手続における新ルールの遡及的適用について判断した Beard 判決⁽⁴⁶⁾、弁護人なしで行われた連邦刑事手続規則 33 条による再審理 (new trial) の申立について、連邦裁判所が、その性格を合衆国法典 28 編 2255 条によるヘイピアス・コーパスの請求へと変更する際の手続が争われた Castro 判決⁽⁴⁷⁾、州法によって記載が要求されている文言と起訴状に

(44) Apprendi v. New Jersey, *supra* note 33.

(45) Ring v. Arizona, 536 U.S. 584 (2002) [紹介, 岩田太・アメリカ法 2003 年 1 号 210 頁 (2003 年)].

(46) Beard v. Banks, 542 U.S. 406 (2004). トーマス裁判官執筆の法廷意見 (レーンクィスト長官, オコナー, スカリア, ケネディ 各裁判官同調) のほか, スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーク, ブライヤー 各裁判官同調) がある。

(47) Castro v. United States, 540 U.S. 375 (2003). ブライヤー裁判官執筆の法廷

使用されている文言とが完全には一致していない場合に、当該起訴に基づき死刑を言い渡すことが、確立した連邦法に対する違反に当たるかが争われた *Esparza* 判決⁽⁴⁸⁾、「敵の戦闘員 (enemy combatant)」として軍の拘禁施設で身柄拘束を受けている者がヘイピアス・コーパスを請求する場合、誰が相手方となるのかについて判断した *Padilla* 判決⁽⁴⁹⁾、および、キューバのグアンタナモ軍基地で拘禁されている外国人について、連邦裁判所にその身柄拘束の法的正当性を判断する権限があるかが争われた *Rasul* 判決⁽⁵⁰⁾がある。

(原田和往)

XV 刑事実体法

刑事実体法についての本開廷期の判例としては、連邦政府の補助金を受ける州その他の団体の職員への贈賄処罰に関する連邦法の合憲性が争われた *Sabri* 判決⁽⁵¹⁾がある。

(渡邊卓也)

意見 (レーンクィスト長官, スティーヴンス, オコナー, ケネディ, スーター, ギンズバーグ各裁判官同調, スカリア, トーマス各裁判官一部同調) のほか, スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(48) *Warden v. Esparza*, 540 U.S. 12 (2003) (*per curiam*).

(49) *Rumsfeld v. Padilla*, 542 U.S. 426 (2004). レーンクィスト長官執筆の法廷意見 (オコナー, スカリア, ケネディ, トーマス各裁判官同調) のほか, ケネディ裁判官の同意意見 (オコナー裁判官同調), スティーヴンス裁判官の反対意見 (スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) がある。

(50) *Rasul v. Bush*, 542 U.S. 466 (2004). スティーヴンス裁判官執筆の法廷意見 (オコナー, スーター, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調) のほか, ケネディ裁判官の結論同意意見, スカリア裁判官の反対意見 (レーンクィスト長官, トーマス裁判官同調) がある。

(51) *Sabri v. United States*, 541 U.S. 600 (2004). スーター裁判官執筆の法廷意見 (レーンクィスト長官, スティーヴンス, オコナー, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官同調, ケネディ, スカリア各裁判官一部同調) のほか, ケネディ裁判官の一部同意意見 (スカリア裁判官同調), トーマス裁判官の結論同意意見がある。

なお, この判決の紹介として, 岡部雅人・比較法学40巻2号(本号)がある。

XVI テロ対策法令の執行・その他

・Hamdi 判決⁽⁵²⁾

本件は、テロ対策法令の執行におけるデュー・プロセスの保障が争われた事案である。

2001年9月11日のテロ攻撃の一週間後、連邦議会は、大統領に対して、攻撃に参加した「国、組織、または人」に対する「すべての必要かつ適切な武力」の行使を認める、「軍事力の利用承認 (Authorization for Use of Military Force (AUMF))」を成立させた。これを受けて、合衆国は、タリバン政権がテロ攻撃を支援したとして、アフガニスタンにおける軍事作戦に従事した。同地において、合衆国国民と称する者が同盟軍により拘束され、合衆国軍に引き渡された。

これに対して、被拘束者本人に代わって父親が、弁護士の選任も身柄拘束の理由の告知もなく、また、法的に認められていない合衆国国民の拘束は、デュー・プロセスを定めた合衆国憲法修正5条に違反するとして、弁護士の選任と不法な拘束からの解放命令を求めるヘイビアス・コーパスの申立てをした。連邦地裁は、弁護士の選任を命じた。第4巡回区連邦控訴裁は、連邦地裁が連邦政府の安全および情報利益に適切な配慮を示すことができなかったとして、破棄・差戻しを命じた。

差戻審において、連邦政府は、拘束された者がタリバンの軍事部隊に加入して訓練を受けており、部隊の一員として武器をもっていたところを捕まえられた「敵の戦闘員」である、という国防総省の発表に基づき、ヘイビアス・コーパスを否定するよう主張した。しかし、連邦地裁は、そのような発表だけでは十分ではないとして、連邦政府に、拘束が法的に認められており、また、修正5条を充たす手続を享受したかどうかを判断するための資料の提出を求めた。控訴審において、第4巡回区連邦控訴裁は、たとえ外見上合衆国国民であった

(52) Hamdi v. Rumsfeld, 542 U.S. 507 (2004). オコナー裁判官執筆の相対的多数意見 (レーンクイスト長官, ケネディ, ブライヤー各裁判官同調) のほか, スター裁判官の結論同意意見 (ギンズバーグ裁判官同調), スカリア裁判官の反対意見 (スティーヴンス裁判官同調), トーマス裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (32) 191-205頁、中村良隆・比較法雑誌39巻3号201頁 (2005年) がある。

としても、AUMFが拘束の許可を与えており、また、戦闘地域において捕まえられたことについては議論の余地がない以上、それ以上の調査をすることは行政部門への司法の介入に当たるとして、原判決を破棄し、再審理も拒否した。

以上の事案について、連邦最高裁は、AUMFは、連邦政府の主張する状況で「敵の戦闘員」と評価されれば、たとえ合衆国国民であっても拘束する権限を与えていたといえるが、拘束された者は、修正5条に基づいて、自らが「敵の戦闘員」とあるという根拠を知らされ、そして、その根拠を争うために証拠を示す機会を与えられる権利をもっているとして、原判決を取消し、差戻しを命じた。

・Sosa 判決⁽⁵³⁾

本件は、国外犯について、合衆国に主権免責 (sovereign immunity) が認められるか、および、管轄法の法的性格が争われた事案である。

メキシコにおける捜査官殺害事件に関わったとして起訴されたメキシコ人である被上告人について、メキシコ政府に身柄の引渡しを交渉したが、難航したため、連邦麻薬取締局 (DEA) は、複数のメキシコ人を雇って、被上告人を刑事裁判のためメキシコから誘拐した。しかし、被上告人には、結局、無罪の判決が下された。

その後、被上告人は、不当逮捕を理由に、合衆国については連邦不法行為賠償請求法 (Federal Tort Claims Act (FTCA)) のもとで、誘拐を実行したメキシコ人たちについては国際法違反のために外国人不法行為法 (Alien Tort Statute (ATS)) のもとで、訴訟を提起した。連邦地裁は、FTCAについては、合衆国の責任を否定したが、ATSについては、損害賠償を認めた。第9巡回区連邦控訴裁は、ATSについては、連邦裁判所に管轄権を与えているだ

(53) Sosa v. Alvarez-Machain, 542 U.S. 692 (2004). スーター裁判官執筆の法廷意見 (スティーヴンス, オコナー, ケネディ各裁判官同調, レンクィスト長官, スカリア, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー各裁判官一部同調) のほか、スカリア裁判官の結論同意意見 (レンクィスト長官, トーマス裁判官同調), ギンズバーグ裁判官の結論同意意見 (ブライヤー裁判官同調), ブライヤー裁判官の結論同意意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注 (32) 273-275頁, 小沼史彦・アメリカ法2005年1号153頁 (2005年), 宮川成雄・比較法学39巻1号272頁 (2005年) がある。

けではなく、国際法違反の訴訟原因を創出しており、恣意的な逮捕および拘禁を禁じる「明白かつ普遍的に認識された規範」が存在していたとして控訴を棄却した。しかし、FTCA については、確かに、外国で生じた請求について裁判管轄に係る合衆国の主権免責を規定しているが、「司令部理論 (headquarters doctrine)」によれば、DEA 職員による指示の直接の結果である本件の訴訟を禁じられていないとして、原判決を破棄した。

以上の事案について、法廷意見は、FTCA については、メキシコにおいて権利侵害が生じている以上、不法な作為ないし不作為が行われた場所にかかわらず、「外国で生じた請求」として理解され、請求が禁じられるとした。他方で、ATS については、何ら新たな訴訟原因を創出しない管轄法に過ぎず、また、明確な国際法違反も認められないので、救済の権利が与えられていないとして、原判決を破棄した。

なお、以上の法廷意見に対し、スカリア裁判官の結論同意意見は、国際法に基づく訴訟原因の創出は立法府の仕事であって、司法部に委ねられるべき仕事ではないと批判している。

・その他

以上のほか、コカイン所持で起訴され保釈中であった被告人が10年以上逃亡している間に捜査機関が証拠物のコカインを処分してしまっていた場合、デュー・プロセス違反として手続が打ち切られるべきかが争われ、消極の判断が示された Fisher 判決⁽⁵⁴⁾がある。

(渡邊卓也)

(54) Illinois v. Fisher, 540 U.S. 544 (2004) (*per curiam*). なお、スティーヴンス裁判官の結論同意意見がある。